

令和3年3月1日三春町議会定例会3月会議を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎
13番 影 山 常 光	14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 1 号 町道路線の変更について
- 議案第 2 号 三春町役場庁舎多目的スペース等の使用に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 貝山多目的運動広場管理棟の使用に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 三春町国際交流館条例の制定について
- 議案第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 三春町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について
- 議案第 14 号 令和2年度三春町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第 15 号 令和2年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 16 号 令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 17 号 令和2年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 18 号 令和2年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 19 号 令和2年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 20 号 令和2年度三春町病院事業会計補正予算（第4号）について
- 議案第 21 号 令和2年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について
- 議案第 22 号 令和3年度三春町一般会計予算について

- 議案第 23 号 令和 3 年度三春町国民健康保険特別会計予算について  
議案第 24 号 令和 3 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第 25 号 令和 3 年度三春町介護保険特別会計予算について  
議案第 26 号 令和 3 年度三春町町営バス事業特別会計予算について  
議案第 27 号 令和 3 年度三春町放射性物質対策特別会計予算について  
議案第 28 号 令和 3 年度三春町病院事業会計予算について  
議案第 29 号 令和 3 年度三春町水道事業会計予算について  
議案第 30 号 令和 3 年度三春町下水道事業等会計予算について  
議案第 31 号 令和 3 年度三春町宅地造成事業会計予算について  
同意第 1 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

《議員提出議案》

- 発議第 1 号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
発議第 2 号 多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出について明確に反対するよう求める意見書の提出について

令和3年3月1日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

2番 橋本善次	3番 井上 聡	4番 新田信二
5番 山崎ふじ子	6番 鈴木利一	7番 佐藤一八
8番 三瓶文博	9番 松村妙子	10番 篠崎 聡
11番 佐久間正俊	12番 橋本善一郎	13番 影山常光
14番 陰山丈夫	15番 影山初吉	16番 佐藤 弘

2 欠席議員は次のとおりである。

1番 本田忠良

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 孝夫 書記 影山 寛子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本浩之
副町長	佐藤知憲

総務課長	伊藤 朗	財務課長	菊田誠子
企画政策課長	宮本久功	住民課長	遠藤信行
税務課長	荒井公秀	保健福祉課長	佐久間美代子
子育て支援課長	影山清夫	産業課長	永山 晋
建設課長	新野恭朗	会計管理者兼 会計室長	安部良明
企業局長	村田浩憲		

教育長	添田直彦	教育次長兼 教育課長	本間 徹
生涯学習課長	藤井 康		

農業委員会会長	松崎正夫
---------	------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和3年3月1日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会議日程の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 令和3年度町政施政方針説明
- 第5 議案の提出
- 第6 提案理由の説明

第7 議員提出議案の趣旨説明

第8 議案の質疑

第9 議案の委員会付託

第10 陳情事件の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時08分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。会議に先立ち報告します。

1番 本田忠良 議員が、病気療養中のため定例会3月会議を欠席する旨届出がありましたので、報告します。

執行側や議員が演壇等で発言する際は、十分な距離が確保されていることから、マスクを外して発言することを許可します。

○議長 ただ今出席している議員は15名であります。

したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 ただ今から、令和3年三春町議会定例会3月会議を開きます。

お諮りします。

本会議の議事日程は、配布しました令和3年三春町議会定例会3月会議議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、配布の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、14番陰山丈夫議員、15番影山初吉議のご両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

令和3年三春町議会定例会3月会議の日程は、本日から3月11日までの11日間とし、配布した会議日程のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、令和3年三春町議会定例会3月会議の日程は、本日から3月11日までの11日間とし、配布した会議日程のとおりとすることに決定しました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、配布してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、配布してある「議場席次図」のとおりであります。

また、出納検査の結果について、監査委員より、「令和2年度第9回、第10回、第11回」の出納検査報告がありましたので、その写しを配付しましたから、ご了承願います。

…………… 令和3年度町政施政方針 ……………

○議長 日程第4、令和3年度町政施政方針の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。

令和3年三春町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、令和3年度一般会計予算の概要や主な施策についてご説明いたしますが、それに先立ち、町政に関する当面の諸課題について所信の一端を述べさせていただきます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症対策」について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、変異ウイルスが確認されるなど、いまだに収束が見通せない状況となっています。こうしたなか、感染症拡大の防止と地域の社会経済活動の両立という難しい課題を乗り越えていくため、新型コロナウイルス感染症対策を町の最優先課題に掲げ、関係機関と連携しながら、切れ目のない対策に取り組んでまいります。

特に、新型コロナウイルス感染症対策の決め手になることが期待されているワクチン接種については、医療機関と連携しながら接種体制を整備し、町民の皆様に対しては的確な情報を発信しながら、万全の状態で行くことが可能となるよう努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けている町民生活や地域経済活動の支援策として、「事業者支援に併せ生活支援も目的に加えたプレミアム付き商品券の発行事業」や「売上が減少している中小事業者を支援する給付金事業」、「新型コロナウイルス対策の最前線」で日々尽力されている医療・福祉事業者への給付金事業、「生活支援が必要であると考えられるひとり親の家庭に対する支援」などの追加対策を実施したいと考えています。

次に、2月13日に発生した福島県沖地震についてですが、町内においても震度5弱の揺れが確認され、屋根瓦の落下や法面の崩落など、様々な被害が発生しました。被害にあわれた方々に対し、お見舞いを申し上げます。

今回の地震発生を受け、あらためて、10年前に発生した東北地方太平洋沖地震のことを思い出し、水害ばかりでなく、地震に対する備え、あらゆる有事への備えが非常に重要であることを再認識したところです。また、東北地方太平洋沖地震に伴う東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年が経過しますが、この間、様々なかたちで復旧・復興にご協力をいただいた方々に、あらためて感謝申し上げます。なかでも、原発事故に伴う対応として、町内全域を対象として実施した除染事業の仮置場用地にご協力を頂いた方々、応急仮設住宅用地にご協力を頂いた方々、通学路除染などでご協力をいただいた地域の皆様には、重ねて感謝を申し上げます。

次に、10年前の震災発生時に災害対策本部を設置することが出来なかった役場庁舎についてであります。多くの皆様と議論を重ねながら整備を進めてきました新しい役場庁舎が間もなく完成を迎えます。新しい役場庁舎は、災害時の防災拠点機能を有することになり、災害への対応力が強化されるものと考えています。また、町民の憩いの場となるホールも兼ね備えており、多くの皆様に利用していただけるよう、4月には内覧会の開催を計画しており、5月6日に開庁する予定となっています。

次に、人口減少、少子高齢化対策について申し上げます。まず、少子化が進むなかで、核家族化や就労環境などの変化により、子どもや子育て世代をとりまく環境が変化してきています。

三春町においても核家族化の進行などにより、0、1、2歳児の保育需要が年々増加しており、地域性を考慮した根本的な対策が必要となっているため、現在策定に取り組んでいる「三春町認定こども園基本構想」を早急に取りまとめたいと考えています。

次に高齢化についてですが、国では、「日本の2007年に生まれた子供の半数が107歳

より長く生きる」と推計された研究の結果を基に、人生100年時代を見据えた経済社会の在り方についての構想が議論されております。人生100年時代では、これまでのように若い人が高齢者を支えることは難しく、年齢に関係なく「おたがいさま」で、出来る人が出来る事を行うことで地域社会を支えるという発想を、子どもから高齢者まで持つことが必要であると言われております。

町においても今後ますます高齢化が進むと予想されるなか、地域のなかで支え合う体制を構築していくことが重要であると認識しており、各まちづくり協会と協議を行いながら、サロン事業やゴミの戸別収集モデル事業、地域交通対策のモデル事業などを進めているところであります。

次に、町民が町政運営に適切に参画できる仕組みづくりについて申し上げます。町が定める最高規範の町民自治基本条例の前文では、「自分たちが住み、暮らす地域のことは『住民自らが考え、自らが決め、そして自らが責任を持って実行する』という地方自治の本旨を踏まえ、町民と議会と町が共通の理念の下に地域社会における自らの責務を主体的に果たし、協働することにより、こころ豊かなまちづくりをめざす」ことが明記されております。協働のまちづくりを進めるうえでの具体的な方向性として、地域のなかで支え合う体制の構築と併せ、住民との情報共有や合意形成を図りながら様々な施策を実施していくことを進めていくため、各まちづくり協会や議会の皆様と議論を重ねながら、町政運営に町民ニーズを的確に反映できる新たな仕組みを作り上げていきたいと思っております。

次に、三春の教育について申し上げます。少子化をはじめとしたグローバル化やICT化の進展など、子どもたちの教育環境は大きく変化しております。教育立町として今までの教育行政の成果や課題を踏まえつつ、大きく変化する教育環境への柔軟な対応など、今後の教育行政の方向性を明確にしていく必要があります。

また、高齢化の進展は、生涯学習環境の充実を図っていくことが求められているものと考えており、生涯学習環境の充実に向けた方向性も明確にしていく必要があります。こうしたことを踏まえ、「家庭・学校・地域が連携し、豊かな情操や道徳心を養う人格形成や学力の習得など、未来を担う子供たちの生きる力を育む教育の推進」や、「町民一人ひとりが生涯を通じて、いつでも、どこでも学ぶことができ、その成果を地域に生かすことができる生涯学習環境の構築」を目指し、「学び、つながり、未来を拓く、三春の教育」を基本理念とした「三春町第1期教育大綱」を策定し、あらゆる世代に対しての教育振興の施策に取り組んでいきます。

次に令和3年度当初予算案の概要について説明します。予算編成に当たっては、町民が安全安心に生活できるよう、また、自立的で豊かに暮らすための「夢」や「将来の希望」を持つことができるよう、町民生活に密着した基礎的自治体として、長期的な視野に立った施策に積極的に取り組むことを念頭に編成したところであります。一般会計当初予算の総額は7億284万円で、前年度当初予算と比較して1億3,730万円の減額となりました。その他5つの特別会計の合計では、45億3万円、企業会計の合計では17億6,064万円を計上し、これらを含めた令和3年度の予算総額は139億6,351万円となっております。

次に第7次三春町長期計画の基本目標に沿って、新年度の事業概要について説明します。基本目標1の「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり分野」では、災害対応能力の充実や交通安全対策として、防火水槽の新設や防災士を育成するための支援、ガードレールや防犯灯などの設置、高齢者のための安全運転支援装置の設置に対する支援などに取り組んでいきます。また、震災対応としては森林再生事業や仮置き場の跡地利用に向けた対応を継続してい

きます。

基本目標2の「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり分野」では、公共交通網の充実のために町道の改良工事や維持工事、橋梁の点検業務などを進めています。また、田村広域行政組合が担っていた「し尿処理」については、令和4年3月から、町の下水処理施設での受入れが開始されることになっており、円滑に受入れ業務が開始できるよう取組みを進めるとともに、田村広域行政組合の解散に伴う対応なども適切に実施していきます。加えて、ごみの減量やリサイクルの推進、町営住宅や上下水道の適切な管理運営などを継続していきます。移住定住施策については、相談体制や情報発信の強化を図りながら、空家や町営住宅を活用し、居住環境を提供する事業に新たに取組みます。

基本目標3の「豊かな心と文化を育むまちづくり分野」では、子育て環境の充実のため、乳幼児や妊婦の健康診査や母子相談事業などを継続・強化していくとともに、在宅で子育てをしている保護者への支援策として、新たに子育て支援センターにおいて、一時預かり事業に取組みます。また、現在策定している「三春町認定こども園整備基本構想」に基づき、岩江地区に整備する認定こども園について、地域の皆様にご協力をいただきながら、用地取得や基本設計、実施設計などを進めています。教育環境の充実の取組みについては、導入したタブレットや電子黒板の効果的な利用を図りながら、確かな学力・生きる力を育成するための「対話的・主体的な深い学びによる授業の実践」などの取組みを進めています。さらには、田村高校の魅力を向上しながら地域活性化を図っていくための事業やスポーツ環境の充実のために老朽化した町営グラウンドの管理棟の改修工事を進めています。

基本目標4の「誰もが健やかに暮らせるまちづくり分野」では、成人健康診査や予防接種事業、健康づくりなどの体制の充実を図っていくとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みを進めています。地域医療については、田村地域における町立三春病院の役割を踏まえつつ、田村地域の公立病院との連携を進めています。また、昨年制定された手話言語条例に基づく取組みや障がい福祉サービスなどの充実に向けた取組みを進めています。

基本目標5の「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり分野」では、農業の担い手の育成・確保を図るための新規就農者応援給付金や農村環境の維持・保全を図るための中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度などを継続していきます。また、米の需要が減少するなか、所得の安定を図るための飼料用米の生産拡大に向けた取組みや6次産業化の推進などを新たに進めています。観光振興や中心市街地の活性化に向けては、続日本100名城に選ばれた三春城を中心とした城下町三春の魅力をあらたに発信するため、VR映像の制作に取り組むとともに、昨年、国の登録有形文化財に指定された紫雲閣の修繕にも取り組み、お城山を中心とした中心市街地のPRを進めています。さらには、事業者支援のために開設を予定しているインターネット通販サイトの運営や内容の充実を図るための取組みを進めます。

基本目標6の「協働と町民参画による自立したまちづくり分野」では、まちづくり協会を中心としたコミュニティ活動の充実を図るとともに、業務の効率化や町民サービスの充実に向けたICT化の推進を図っていきます。その他の新たな取組みとして、現在、福島大学と包括連携協定の締結に向けた協議を進めているところです。福島大学では、人口減少や高齢化などの問題に果敢に挑戦する人材の育成を目標に掲げ、既に県内の多くの自治体と連携協定などを締結し、様々な取組を実践しています。町においても福島大学が有する知識や情報、他自治体との連携事業の経験などを提供してもらい、町民や学生などとの交流をとおして、

地域課題の解決や地域振興・活性化に向けた取組を進めていきたいと考えています。

以上、令和3年度一般会計予算の概要や主な施策、町政に関する当面の諸課題についての所信とさせていただきます。

……………**議案の提出**……………

○議長 日程第5、議案の提出を行います。

提出議案は、配布しました議案第1号「町道路線の変更について」から、議員提出議案、発議第2号「多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出について明確に反対するよう求める意見書の提出について」までの34議案であります。

……………**提案理由の説明**……………

○議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 今会議に提案しました議案につきまして、その概要を説明いたします。

町道路線の変更に関する議案が1件、三春町役場庁舎多目的スペース等の使用条例など条例の制定に関する議案が3件、条例の一部改正に関する議案が8件、指定管理者の指定に関する議案が1件。予算関係議案は、令和2年度三春町一般会計などの補正予算に関する議案が8件、令和3年度三春町一般会計などの予算に関する議案が10件。更に、監査委員の選任に関する同意案件が1件の計32議案であります。

それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。慎重に審議されまして、全議案可決・同意いただきますよう、お願い申し上げます。

……………**議員提出議案の趣旨説明**……………

○議長 日程第7、議員提出議案の趣旨説明を求めます。

山崎ふじ子議会運営委員長。

○議会運営委員長

発議第1号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」

提案の趣旨は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

さらに、役場新庁舎完成に伴う議場システム及び情報通信機器の使用を可能とするため、本規則の一部改正をするものであります。

令和3年3月1日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎 ふじ子

三春町議会 議長 佐藤 弘

発議第二号「多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出について明確に反対するよう求める意見書の提出について」

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配付いたしました意見書のとおりであります。

令和3年3月1日提出

提出者 三春町議会 議長 佐藤 弘

以上提出するものです。

ご審議のうえ、可決くださるようよろしくお願いいたします。

……………・提出議案の質疑……………

○議長 日程第8、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。  
これは、議案第1号から発議第2号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第1号「町道路線の変更について」を議題とします。  
これより質疑を許します。  
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。  
議案第2号「三春町役場庁舎多目的スペース等の使用に関する条例の制定について」を議題とします。  
これより質疑を許します。  
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。  
議案第3号「貝山多目的運動広場管理棟の使用に関する条例の制定について」を議題とします。  
これより質疑を許します。  
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。  
議案第4号「三春町国際交流館条例の制定について」を議題とします。  
これより質疑を許します。  
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。  
議案第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。  
これより質疑を許します。  
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。  
議案第6号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。  
これより質疑を許します。  
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。  
議案第7号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。  
これより質疑を許します。  
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。  
議案第8号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。  
これより質疑を許します。  
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第9号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第10号「三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第11号「三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第12号「三春町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第13号「さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第14号「令和2年度三春町一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。  
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第15号「令和2年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号「令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第17号「令和2年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題

とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号「令和2年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号「令和2年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号「令和2年度三春町病院事業会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

収益的収入・支出全般、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号「令和2年度三春町下水道事業等会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

収益的収入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号「令和3年度三春町一般会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号「令和3年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号「令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号「令和3年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第26号「令和3年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第27号「令和3年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題とします。  
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第28号「令和3年度三春町病院事業会計予算について」を議題とします。  
収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第29号「令和3年度三春町水道事業会計予算について」を議題とします。  
収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第30号「令和3年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題とします。  
収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第31号「令和3年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題とします。  
収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第1号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。  
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第1号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。  
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第2号「多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出について明確に反対するよう求める意見書の提出について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

これにて質疑を終結いたします。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第9、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております「議案第1号」から「発議第2号」までは、配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託並びに全員協議会において審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託並びに全員協議会による審査とすることに決定しました。  
なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるよう、お願いします。

…………… **陳情事件の委員会付託** ……………

○議長 日程第10により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」、陳情事件第2号「福島県に甲状腺検査の学校検査を継続するよう求める陳情」の委員会付託につきましては、配付しました、陳情事件文書表のとおり付託することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定しました。

…………… **散会宣言** ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会します。ご苦労様でした。

(散会 午前10時45分)

令和3年3月2日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

2番 橋本善次	3番 井上 聡	4番 新田信二
5番 山崎ふじ子	6番 鈴木利一	7番 佐藤一八
8番 三瓶文博	9番 松村妙子	10番 篠崎 聡
11番 佐久間正俊	12番 橋本善一郎	13番 影山常光
14番 陰山丈夫	15番 影山初吉	16番 佐藤 弘

2 欠席議員は次のとおりである。

1番 本田忠良

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 孝夫 書記 影山 寛子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本浩之
副町長	佐藤知憲

総務課長	伊藤 朗	企画政策課長	宮本久功
住民課長	遠藤信行	保健福祉課長	佐久間美代子
子育て支援課長	影山清夫	産業課長	永山 晋

教 育 長	添田直彦	教育次長兼 教育課長	本間 徹
生涯学習課長	藤井 康		

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和3年3月2日（火曜日） 午前10時00分開会

第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

..... 開議宣言 .....

○議長 おはようございます。

会議に先立ち、傍聴者の皆様に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策としてマスクを着けての傍聴にご協力をお願いいたします。

なお、質問者及び答弁者がそれぞれ演壇等で発言する際は、十分な距離が確保されることからマスクを外して発言することを許可しておりますので、ご理解をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いいたします。

資料作成の省略化と環境に配慮するとともに、迅速な情報共有のため、タブレット端末を導入し取り組むことといたしました。現在は試行期間としており、会議中に事務局職員が議場内を移動することがあるかと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

傍聴されている皆さんには、一般質問を聞いてのアンケートのご協力をお願いしております。

す。お帰りの際には、アンケート回収ボックスに提出して下さるようお願いいたします。

ただいま、出席している議員は15名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

本日は、8名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

…………… ● 諸般の報告 ……………

○議長 日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、配付してある届け出の写しのとおりであり、議場の席次については、配付してある「議場席次図」のとおりであります。

…………… ● 一般質問 ……………

○議長 日程第2により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。また、質問時間は会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 4番新田信二議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番（新田信二議員） ただいま許可がありましたので、先に通告してあります3点につきまして質問いたします。

1つ目の質問。新型コロナウイルス感染症対策による町の現状について。新型コロナウイルス感染症が広がり始まってから、はや1年を迎えています。首都圏での緊急事態宣言の影響を受けて、県内の飲食店を含む、関係業種が先の見えない経済状況に対して、これまでに経験のない新たな困難に向き合っています。また、長引くコロナ感染予防対策の日々の生活の中で、高齢者の方々、教育を受けている児童生徒、学生、通勤している社会人や在宅勤務の方、それぞれに様々なコロナ感染予防に不安、疲労からのストレスを感じながら生活を送っていることと思います。

そこで、これまで町側のメンタルヘルス対策はどのように対応してきたのか伺います。

1、教育部門での児童生徒、学生等への対応について、2、教育関係者、福祉、介護関係者、町役場職員等に対する対策について伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 1点目の質問にお答えいたします。

昨年4月以降、新型コロナウイルス感染に関する不安等から小中学校では延べ52名の児童生徒が103日間学校を休んでおります。一口に不安感と申しましても個々の事案により状況が異なりますので、学校の現場におきましては、児童一人一人に寄り添うきめ細やかな対応に努めて参ったところであります。例えば、保護者との面談の際、子供の状況を把握した上で、学校における感染予防対策の詳細をお伝えすることで不安感の解消につながったケースもございます。このほかにも、児童生徒の不安解消の対策としましては、3名のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心のケアはもちろん、教職員・保護者等への助言、援助を進めて参りました。

2点目の質問にお答えいたします。学校の現場におきましては、コロナ禍による教職員の多忙感解消のため、既に各学校に配置している内部作業員、外部作業員及び介助員等の業務の見直しにより教職員の業務支援を実施しており、今後も継続して参りたいと考えております。また、労働安全衛生法に基づき教職員、町役場職員に共通する対策といたしましてメンタルヘルスチェックを毎年実施しており、高ストレスの判定者に対しましては産業医等による面接指導や受診勧奨を行っておるところであります。福祉、介護関係者への対策であります。国におきましては施設、事業所職員向けのメンタルヘルス相談窓口を設置し、電話のみならずメールによる24時間相談受付を行っているところでもあります。

また、県におきましては県民を対象とした「こころの相談窓口」を設置しております。三春町では月1回、精神科医師または公認心理師による「こころの健康相談」を町の保健センターで行い、職業に関わらず、必要に応じて対応しております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番（新田信二議員） 今月で東日本大震災からはや10年を迎えております。最近の詳細によりますと、国内での不登校、引きこもりの対象となる39歳までの人数が54万人なっております。自殺者の調査では、若者と女性の人数が11年ぶりに前年を上回っています。また、令和2年は子供たちの自殺が最多となっていて、女性高校生が138人と、前年比で71人の増加、男子高校生が191人で前年比21人の増加としています。中学生は136人、小学生は14人なっております。

三春町でも、今月の3月を自殺対策強化月間として対応しています。大切な命を自ら絶つことが新型コロナウイルス感染症ばかりではないと思いますが、コロナ予防対策も1年間続き、日々の自粛生活にも様々な思い、悩み、苦しみでのストレスを抱えている方々は、年齢を問わず、決して少ない数字ではないと思います。

いつも身近にいる方々が、何らかの異変に気づいてあげることで、早めの情報の共有化での対策がこの1年は特に重要になることと思いますが、再度町の考えを伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 コロナ禍の状況が長引き、そして、さらにはそれによって様々な状況に置かれている学校を取り巻く保護者の皆さんの状況については、注視しながら対応を進めているところでもあります。

三春町はもとより、一人一人に寄り添い、一人一人の個性を大切にする教育の推進を進めて参りました。ということは、教員あるいは地域の方々から、子供たち一人一人の温かな視線を頂きながら、一人一人をしっかり守っていくという地域での教育力を前提に学校運営を進めているところでもありますので、一人一人の細かな変化には十分対応できているという自負があります。

しかしながら、私たちにも見えない部分も心配な部分がないわけではありませんので、今後とも一人一人の見守り、見とりをしっかり学校全体で構築しながら、不安感の解消と、間違っても自分で自分の命を絶つようなことにつながらないように十分留意して、児童生徒に向き合って参りたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○4番(新田信二議員) 第2の質問に入ります。

三春町民図書館が開館30周年を迎えての今後の在り方について。三春町民図書館が開館30周年を迎えました。これまでに幅広く多くの町民の方々に利用していただけてきました。特に成長した子供たちは、場所は違っていても学生または社会人としての図書館の利用は続いていることと思います。今後も、町民図書館が地域の図書館を含め、効率的な利活用で各地域が目指す豊かな生活支援につながることを考えています。

今後の町民図書館の在り方について、次の2点伺います。

- 1、町民図書館の運営について。
- 2、レファレンスサービスの取組みについて伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 三春町民図書館は、平成2年に開館し、昨年7月で30周年を迎えました。この間、多くの町民の皆様にご利用いただくとともに、様々なご支援をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

第1点目のご質問にお答えいたします。現在、町では三春町第1期教育大綱の策定を進めており、町民図書館につきましても、本に親しみ、学びがあふれる「みんなの図書館」を基本施策とし、暮らしや文化など、日常生活に役立つ情報を積極的に発信し、乳幼児から大人まで、町民の誰もが生涯にわたり豊かな生活を送るための読書活動を支援していくこととしております。また、家庭・地域・学校等との連携を図り、豊かな社会づくり、人づくりにつながる活動を行って参りたいと考えております。具体的には、各分野にわたる基本的な図書を中心としつつも、利用者の求める新刊書等を重視し、図書資料の充実を図っております。

さらには、広報活動やレファレンスサービスを充実させ、町民と本との橋渡しを積極的に行い、読書意欲の促進を図ります。併せて、県立図書館や県内の公共図書館と連携し、町民の求める図書資料の提供に努めて参ります。また、町内の小中学校、幼稚園・保育所に対しましては、効果的な読書活動が図られるよう、学習活動や各種行事に併せた図書の貸出しを行います。各地区の交流館におきましても、地域の読書活動に役立つ図書の整備を行い、地域サービスに努めて参りたいと考えております。このような活動に加え、令和3年度からは、図書館利用の促進、町民の居場所づくり、児童・生徒の学習の場をさらに充実させるため、平日の開館時間を1時間延長し、午後7時まで開館する予定であります。

2点目のご質問にお答えいたします。町民図書館では、利用される方の調べ物を図書館職員がサポートするレファレンスサービスを実施しております。具体的には、「源氏物語はどこにあるか」といった本を探すもの、「愛姫についてもっと知りたい」といった調べ物など、様々な相談に図書館司書がお応えするサービスです。相談内容に応じて館内の本や雑誌を調べ、場合によっては他の図書館の資料を取り寄せて回答し、必要に応じて他の機関をご紹介するなど、可能な限り相談にお応えするよう努めております。また、調べ物をサポートするものとして、テーマごとに、図書館での調べ方やお勧めの本をご紹介する「調べ物ガイド」を随時作成し、館内配布やホームページで公開しております。レファレンスサービスは、町民の皆様の学習支援や生活上の課題解決に寄与する重要なものであり、今後は、サービスの周知を図り、丁寧な調査と積極的な情報発信を行って参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番（新田信二議員） 1つ目に対しまして再質問いたします。地域の図書館では、居場所、たまり場としての地域のコミュニケーションの役目も果たしておるところであります。そこで伺いますが、新庁舎の多目的ホールは、町民に開放施設として計画されていますが、今後、そこに図書コーナー等の設置の考えはあるのかお伺いします。岩江センター等地区の3か所ですか、図書コーナーの蔵書の入れ替え等の経過についてお伺いします。あと岩江センターなんです、図書の土日の開館等の検討ができるのかどうかお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。まず、1件目、新庁舎の多目的ホールへの図書の位置づけでございますが、新庁舎の2階の多目的ホールには、現在のところ書架を2つ設置し、町民図書館から本を500冊程度置く予定で計画を進めております。

2点目の各地区公民館図書室の本の入れ替えについてでございますが、こちらにつきましては、町民図書館が管理をするようになってから、毎年少しずつ追加購入をしておりますが、残念ながら、地区交流館の図書館は、一般の方々の使用頻度が低く、子供たちのみの図書館もあるということで、現在のところ、児童書の配本を中心に進めております。今後は、毎月、地区交流館を巡回し、書架の整理、あるいは利用状況の確認を行った上で、本のPRの配布等も行います予定であります、リクエストの申込書を設置し、要望に沿った図書の購入を検討して参りたいというふうに考えております。

3点目、地区交流館の図書室の土日の開館を望んでいるということですが、現在、地区交流館の館長さんの勤務日に合わせて開館日を設定しております。現在、土曜日に開館しております地区交流館は、要田、御木沢、中妻の地区交流館のみで、日曜日はいずれも開館はしていません。地区交流館図書室についても同様ということになりますが、現在、町民の皆さんから開館日についてのご要望等を頂いてはおりませんが、ニーズが高まってくれば、開館日についても積極的に検討して参りたいというふうに考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番（新田信二議員） 2番のレファレンスサービスの取組みについてですが、図書館の運営については、レファレンスサービスの立場は特に重要なもので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。質問は、三春町民図書館の30周年記念誌が出まして、年度別に利用状況を見ると、蔵書数が増冊されていますが、入館者数が減少傾向にあります。今後、入館者数と貸出し人数の増加に向けた取組みを再度伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 町民図書館の入館者減少についてでございますが、平成27年度までは4万人で推移していたものが、平成28年度からは3万人台となっております。約1万人の入館者減という状況でございます。ただ、図書の貸出し点数は、例年4万冊から4万1,000冊で推移しており、減少傾向は見られません。図書の貸出し点数は減少しておりませんので、町民の皆さんの読書活動自体は変わらないものと思われま。

では、なぜ入館者が減少したのかということですが、平成28年度は、それまで旧児童館にあった児童生活センターが、三春小学校の西校舎に移転しております。児童センターが旧児童館にあったときには、小学生が頻繁に図書館に出入りしていたという現状があったために、人数が、先ほどお話した4万人という人数でありましたが、子供たちが出入りす

る回数が減少したことによって、入館者が減ったというふうな実績を今こちらでは判断しております。

なお、先ほども申し上げましたとおり、さらに活発な利用促進して参るために、図書資料の充実ですとか、ホームページや広報等を通じた広報活動の充実でありますとか、小学生の利用を活性化するために、学校と連携したさらなる読書活動の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○4番(新田信二議員) 第3の質問に入ります。地域農業の今後の在り方について。

全国の農業分野においては、農業従事者の高齢化と後継者不足に悩まされています。また、遊休農地、耕作放棄地の年々増加傾向に対しては、環境問題まで及んでいます。農家にとっては、高齢者問題もありますが、人手不足も大きな課題となっているところです。これからの農業の在り方について、次の3点について、町の考えを伺います。

- 1、今後の三春町が目指す農業について。
- 2、遊休農地、耕作放棄地の解消について。
- 3、町のホームページで農地を売りたい、貸したい方の募集について、現在までの状況について伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず1点目の町が目指す農業についてであります。町長期計画にうたわれている「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」に即して、農業の担い手の確保や育成、農地の維持保全、6次産業化への推進への取組みなど、地域農業が持続する各種取組を進めて参りたいと考えております。

また、今年度より着手している農業振興整備計画の全体見直しにより、農用地として利用すべき土地と農業以外に利用しても支障がない土地を改めて整理し、土地の有効利用を図るとともに、農用地として利用すべき土地において、農業の近代化のための整備施策の推進を図って参りたいと考えております。

2点目の遊休農地、耕作放棄地解消の具体的な取組みとしては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区割りによる利用状況調査や農地中間管理事業を活用した担い手への貸付などを行っており、新たな施策として、遊休農地等を借り受けて農業経営の規模拡大を行う農業者への支援制度創設についても検討しております。農地は、農業生産の基礎的資源であるばかりでなく、洪水調整機能など公益的機能や豊かな農村景観形成や田園環境の保全など、まちづくりを支える重要な役割を担っていることから、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度を引き続き推進し、耕作放棄地の発生防止に努めて参ります。

3点目について、ホームページ掲載以降、1件貸付希望の申し出があり、貸付には至っておりませんが、引き続き、広報紙を活用するなど、積極的に周知を図って参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番(新田信二議員) 1つ目の質問ですが、担い手の確保育成の新規取組みでの地域おこし協力隊制度の活用で、農業振興コーディネーターの育成の状況を伺います。

もう一つが、地産地消での6次産業化の推進状況を伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 再質問にお答えいたします。地域おこしに関するお話なのですが、こちらにつきましては、移住・定住施策ということで、地域おこし協力隊、その制度の活用を現在考えております。移住をし、農業をしたいという方々に対する相談体制、それから、支援体制の充実・強化を図っていくこととしております。このような取組みにおいて、地域おこし協力隊に就農希望者等のコーディネーターの役割を担っていただければと現在想定しているところでございます。

2点目、耕作放棄地、遊休農地の解消ということで、その施策としての6次産業化の推進というふうなおただしであると思われませんが、現時点における6次化商品としましては、ピーマンを使ったグルメンチ、それから、ブルーベリーのジュース、ジャム、町内で生産された酒米を醸造した「一と口」などが主なものであります。また、三春の里田園生活館においては、三春産の大豆を原料に豆腐及び油揚げ、そういった物の製造販売をしております。

昨日の町長からの施政方針でも申し上げておりますが、今後、農業者、それから、JA、商工業者、それと、県の機関等の関係機関を構成員とする協議会を組織し、大豆も含めた農産物の6次産業化、それと、地産地消への取組み、そういったものの検討を進めて参りたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番(新田信二議員) ちょっと時間もなくなってきたものですから、1つだけ再質問させていただきます。6次産業化なのですが、三春町の補助事業である大豆プロジェクトの拡大を図り、三春町の大豆の生産量を拡大し、従来の豆腐、三角揚げに加えて、納豆の新たな製造を加え、三春町商工会との連携により、生産と販売拡大に支援するべきと考えております。この辺、再度お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 おただしにありました納豆とかそういった物を、当然大豆の利用形態としては考えられますので、商工会の方とも連携して、そういった品目についても検討対象として考えていきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で4番新田信二議員の質問を終結します。

○議長 2番橋本善次議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○2番(橋本善次議員) 議長の許可を得ましたので、先に通告しておきました三春町のごみ処理について質問いたします。まず初めに、先月13日深夜に発生した本県沖地震で被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、田村広域行政組合の解散まであと2年余りとなりました。そんな中、昨年11月20日の全員協議会において町長より、令和3年度、4年度に西部環境センターの基幹改良を

行い、その間の町の燃えるごみについては、近隣市町村へ委託したい旨を表明がありました。また、田村広域行政組合の確認事項として、令和3年度、4年度は、田村西部環境センターでの灰溶融処理は見合わせることを受け、町のプラスチックごみについては、広域財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すことで対応するとあります。

そこで、次の5点について質問を行います。

- 1、町のごみ処理の基本である一般廃棄物処理基本計画策定の進捗状況について、お伺いします。
- 2、循環型社会形成推進交付金を活用して、西部環境センターの基幹改良工事をするとのことですが、県への申請、調整はどうなっておるのでしょうか。
- 3、西部環境センターの基幹改良工事中は、町の燃えるごみを近隣市町村へ委託することですけれども、協議は進んでおりますか。協議の経過、内容等についてお伺いいたします。
- 4、町のプラスチックごみの引き渡し先、日本容器包装リサイクル協会との協議は進んでおりますか、お伺いいたします。
- 5、西部環境センター長寿命化総合計画策定業務として、昨年12月の補正予算で700万円計上されましたが、今回の3月補正予算で同額減額されております。その経緯と経過についてお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目の質問であります。田村広域行政組合解散後の町のごみ処理施設運営や処理方法についての計画でありますので、令和3年度中に策定する予定であります。

2点目の質問については、令和2年11月9日に田村広域行政組合を通じて、突然示された東部環境センター基幹改良計画に基づき、三春町も11月の全員協議会で交付金活用に係る変更計画書を県へ提出する予定であると報告いたしました。その後、構成市町から変更申請に伴う経費負担、人員確保など様々な条件が出され、事業内容を精査した結果、当初予定していたスケジュールでの事業実施は困難であると判断したため、変更申請を取り下げました。

3点目の質問については、2点目でお答えしたとおり、変更申請を取り下げ、基幹改良工事がなくなったことから、近隣自治体との協議は、必要がなくなりました。

4点目の質問であります。プラスチックごみについても、基幹改良工事がなくなり、田村広域行政組合構成市町と同様に、外部委託業者に処理を委託することとしたため、日本容器包装リサイクル協会との協議はしておりません。

5点目の質問であります。西部環境センター長寿命化総合計画策定業務は、循環型社会形成推進交付金を三春町も活用し、基幹改良工事を行う場合に必要な業務でありましたが、変更して申請を行わなかったため、3月補正において減額するものであります。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次議員。

○2番（橋本善次議員） 変更申請取下げについて3点ほどお伺いしたいと思います。

田村市でも小野町の共同で田村東部環境センターの改良、交付金の申請していたと思えますけれども、これも同時に取り下げたのでしょうか。

そして、2つ目ですけれども、三春町としては、当初のスケジュールでは事業実施は困難だと判断したとありますけれども、このスケジュールを繰り下げて同じ方法で実施するのか

伺います。

それで、3点目でありますけれども、今、田村広域を構成している3市町で新たな方策を模索しているのかについてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず1つ目の東部環境センターの計画については取り下げたのかというご質問ですが、それについては取り下げておりません。申請したままであります。

2つ目のスケジュールを繰り下げて行うことが可能かどうかというお話でありました。これは、補助事業の要件にも関わってくることなのですが、広域行政組合が残り2年となりました。その間に改修工事をやるとすれば、約2年くらい必要とするわけなのですが、繰り下げた場合、広域行政組合がもう既に解散してしまいます。そうしますと、事業主体としての資格がなくなりますので、スケジュールを繰り下げて大規模改修工事をやるということは、今のところ想定してございません。

3点目の田村3市町で新たな方向を模索しているかということのご質問であります。11月の田村東部の改修計画の把握以降、これとって特出するような模索、あるいは方向性の話は出ておりません。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次議員。

○2番（橋本善次議員） 今の2つ目の答弁について関連して伺いますが、当初、令和3年度、4年度に大規模改良工事をを行う予定だったわけでありまして、そうしますと、西部環境センターも間もなく15年になって参りますし、大規模改修や補修工事、あるいは大規模なメンテナンスが必要になってくるとお思いますけれども、これについては、どのように対応されるのか。その場合については、当然町単独の負担になるとお思いますけれども、その辺の予算措置についてもお伺いしたいとお思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。確かにおたのしめのとおり、おおむね15年経過した場合には大規模改修工事が必要というふうにされております。ただ、この改修工事の考え方、大きく2つございます。一般的には、今ご質問にあったとおり、おおむね15年経過したときにオーバーホール的な大規模にやる方法と、毎年のように予防保全を行い、あらかじめ故障しそうなところを損害範囲が少ないうちに補修するという2つの方法が大きくございます。1つ目の方法は、先ほど申し上げたとおり、広域行政組合が解体することになりまして、補助要件を満たさないの、残る予防保全という方法を使えば補助金を当てにして大規模な改修工事をするというのではなく、毎年のように金額は大規模補修よりはかなり少なくて予防保全をしていくという方法がもう一つございますので、それを基本に考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次議員。

○2番（橋本善次議員） 11月20日の全員協議会の町長の発言と今日の答弁を聞いておきますと、いわゆる町の方針が変更になったというふうに捉えておりますけれども、これに

については議会全員協議会のいち早い説明とか必要だったんじゃないかと思えますけども、その点については議会の情報公開等についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 確かに11月20日の全協でお答えした内容と相違した内容になってはおります。県への補助の取り下げの作業、あるいは構成市町との協議がごく最近まで行われておりましたので、全協に対しての報告はまだ行っておりません。ただ、今後とも、現在、本日お答えしたとおりの内容になっておりますので、今後については速やかに全協などの機会を通して報告するということでもあります。そういった相手があったことでもありましたので、時間を要したということについてはご了承いただきたいと思えます。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、2番橋本善次議員の質問を終結いたします。

ここで、大体1時間になる予定ですので、休憩を入れます。再開は11時再開といたします。

……………・・ 休 憩 ・……………

(休憩 午前10時48分)

<休 憩>

(再開 午前11時00分)

……………・・ 再 開 ・……………

○議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) 議長からのお許しがありましたので、先に通告書のとおり第1の質問をさせていただきたいと思えます。

3月後半からマイナンバーカードに保険証の機能がつけることができるというようなことになっているということですので、よい機会なのでマイナンバーカードなどについての質問を行いたいと思えます。

1つ、そもそもマイナンバーというのは何なんですか。知っているようで分からないので、再確認の意味でお伺いいたします。

2つ目、マイナンバーカードを持っていると、便利なことを簡潔にお答え願いたいと思えます。

3つ目、当町では、町の部門ではマイナンバーカードの普及率がよいと聞いておりますが、直近の普及率は何%になっておりますか。

4つ目、さらに当町ではマイナンバーカードの普及のために申請手続の方法についてお伺いします。

5つ目、今後マイナンバーカードに追加されるであろう機能があつたらお教え願います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

1点目ですが、マイナンバーとは、日本国内に住民票を有する全ての方が持つ12桁の番

号のことで、社会保障・税・災害対策の3分野において、効率的に情報を管理し、個人の情報が同一人情報であることを確認するためのものであります。

2点目のカードを持っている方が出来ることですが、公的な身分証明書であり、町の行政手続も15種類出来るようになっております。さらに、コンビニで住民票、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書、税の証明書などが取得できます。

また、申告会場へ出向かなくてもパソコンや携帯電話とカードによる個人認証を行うことで確定申告をすることが出来ます。

3点目ですが、今年の2月14日現在で、37.1%の交付率になっております。

4点目の申請手続きについては、3つございまして、1つ目は役場窓口に本人が来ていただく方法。2つ目がパソコンや携帯電話を使用してインターネットを経由した申請方法。3つ目が郵送で申請をしていただく方法の3つがございまして。

5点目ですが、直近では3月下旬から、健康保険証としての利用が可能となります。さらに令和6年度末を目途に運転免許証との一体化を進めることを国で表明しております。町でもそれらを踏まえながら、現在行える行政手続きに加え、住民サービス向上につながる機能について、順次追加して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡議員。

○10番(篠崎聡議員) 3番目の質問についてですけれども、普及率が37.1%、住民の3分の1以上の方がマイナンバーカードを取得されているということです。

そこで、国のマイナンバーポイント事業で申請を行っている方は、37.1%のうちどのくらいいるのかお答え願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 ただいまの再質問にお答えいたします。

マイナポイント事業を開始してから、どの程度伸びたのかといったご質問かと思いますが、昨年度同時期30.3%の申請件数がありまして、交付件数が28.6%でありました。それで、今現在なんですけど、申請件数が40.1%、それで交付件数が37.1%ということで、申請件数で9.1%の伸び、交付件数で8.1%の伸びということで普及しております。

以上です。

すみません。それでマイナポイントで申請しているかどうかというのは、把握はできません。現実的に先ほど町長が答弁したとおり、それぞれの3つの方式で申請されているので、その中でマイナポイント関連というふうな形では把握できるものではありませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) それでは、第2の質問に移ります。

3月年度末に入りまして、住民の移動が多くなる季節かと思っております。私も18年前に当町へ郡山から転居して来た者です。18年前、住民課で転入の手続をしたのですが、係員からごみのカレンダー、ごみの分別ガイド、そのほか数枚のごみ袋をいただいたという記憶があります。今でも当町に転入して来る住民に対しては、同じく説明とかそういったものの配布がされているかと思っておりますが、現状をお教え願います。

また、最近戸建て集合住宅を問わず、町内会に入らない世帯が増えてきています。町としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

三春町に転入された方については、議員が転入された18年前と変わらず、現在もごみのカレンダー、分別ガイド、ごみ袋などのほか、行政サービスに係る情報を掲載したチラシなどを配布させていただいております。

次に、町内会に所属されない世帯についてですが、現在、ライフスタイルの変化や価値観の多様化が進む中で、町内会加入の理解が得られないこともあるかと思えます。町としては、地域コミュニティの維持を図ることを目的として、今後、転入者に町内会加入促進のチラシを作成し、転入者への配布や町内会勧誘の際に活用していただきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、10番篠崎聡議員の質問を終結します。

○議長 12番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○12番(橋本善一郎議員) 議長の許可を得ましたので、先に通告しておきました3点について質問させていただきます。

第1点目、ドローンの公衆化に対する補助金について。農業の後継者が今後魅力をもって継ぐには、所得の向上を図っていく必要性があります。規模の拡大、省力化を図るためにAI化が今後ますます進む中で、ドローンによる農薬の空中散布は今後必要性が高まると思います。

しかし、その操縦講習会には高額受講料が必要となり、一部を町から助成する考えがあるか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 農業担い手の高齢化、就農者数の減少など、農業を取り巻く厳しい状況の中、農作業の省力化を図るためスマート農業の取組みが進んでおり、中山間地域においても、ドローンによる農薬散布が普及されてきております。

ドローンによる農薬散布については、大規模な農地から小規模で高低差のある農地などでの散布が効率よく作業できるメリットがありますが、機械の導入、維持、操縦講習会等の費用が高額であり、小規模農家での単独導入は負担が大きいことから、現段階においては、専門業者の活用が適していると思われます。

なお、今後、規模拡大や共同での取組みが見込まれる場合においては、新たな支援策についても検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○12番(橋本善一郎議員) 続きまして、新そば祭りなど、新たな特産づくりについて、ご質問いたします。

耕作放棄地の増加が懸念される中、蕎麦の栽培も一つの作物だと思いますが、なかなか普及していません。飲食店の活性化のためにも、新たな町の特産とし、普及、定着することにより、三春町を活性化できると思います。

しかし、大型の機械、収穫機械の導入、乾燥、調整を行う場所がなく、導入費が高額になる、また販路が確立していないため、価格が不安定になるなど問題点があります。

そこで、2点ほど質問させていただきます。

1点目、三春の里などの町の施設に乾燥、調整できる施設を造る考えがあるか、お伺いたします。

2点目、大型の収穫機械導入への補助の考えはあるか、お伺いたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 蕎麦の栽培については、機械で一連の作業が可能であるため、遊休農地の活用には有効な作物の一つであると認識しております。今後、県農業普及所の協力を得て栽培の普及を図り、生産体制、販売方法が確立されることが見込まれる際には、機械導入、施設整備等へ支援について検討していきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎議員。

○12番(橋本善一郎議員) 三春町が蕎麦を特産と位置づけ、新そば祭りなど小規模ながらも開催することからはじまり、栽培意欲を向上し飲食店の活性化につながるとは思います。今後、新そば祭り等、取り組む考えがあるかお伺いたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えします。

議員おただしのおり、そば祭り各地で開催されております。三春町でもということではありますが、先ほど答弁で申し上げたとおり、誰がどのぐらいのものを作付して、どういうふうに販売するかというやはり最初の計画づくり、体制づくりが極めて重要だというふうに考えております。将来に対する夢は広がるんですが、現在のところはそういった蕎麦の基礎的な体制の整備、そちらのほうに注力していくべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○12番(橋本善一郎議員) 3番目に、令和3年度産米の助成についてお伺いたします。

コロナ禍の中で米価が下がり、また次年度からは主食米から飼料米への転換が促される中、町独自の助成金はあるのかお伺いたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 主食用米は、人口減少による需要減少に加え、コロナ禍による急激な需要喪失により、過剰在庫が増大している危機的な状況にあります。国では、令和3年産米の適正生産量を693万トン、令和2年産対比36万トン、面積にして7万ヘクタール減と過去最大規模の削減となる生産数量及び規模を提示しました。

福島県においては、令和2年産作付面積対比3,500ヘクタールの削減が必要であり、水

稲農家の所得確保のためには、飼料用米、加工用米等の非主食用米への作付転換に取り組む必要があることから、県独自に、非主食用米への転換拡大に対して支援制度を創設し、転換を促す施策を強化しており、町としても独自の支援事業として、飼料用米の生産に取り組む農家に対して「飼料用米生産拡大推進事業交付金」の創設を検討しております。

引き続き、米の価格安定を図るため、関係団体とともに需要に応じた米生産に取り組んで参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、12番橋本善一郎議員の質問を終結します。

○議長 8番三瓶文博議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○8番(三瓶文博議員) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2点についてお尋ねします。

まず、1点目でございますが、移住・定住の促進についてであります。

新型コロナ感染拡大は、我々の生活様式に大きな変化をもたらしました。今、仕事において、在宅勤務、テレワーク等によるリモートワークに注目が集まっております。

内閣府が2020年5月から6月に実施いたしましたインターネット調査によると、「地方移住への関心が高くなった」「やや高くなった」と答えた東京、大阪、名古屋の三大都市の在住の人は合計で15%ありました。20代、30代が他の年代よりも高く、20代を地域別でみると、東京23区の居住者が35.4%と最多であったと報告されております。また、1か所に定住しないアドレスホッパーと呼ばれる生活スタイルも注目されております。

今、まさに移住・定住を受入れるチャンスであると私は考えております。そんな背景を踏まえ、移住・定住化の促進について、町が考える施策についてお伺いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 移住・定住の促進についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方への移住・定住に対する関心は、これまで以上に高まっています。また、移住・定住を希望する方は、農業をしたいといった方や子育てのために1戸建てに住みたいといった方など、様々な要望を持っている場合が多く、こうした方々にできる限りきめ細かに対応するための相談や支援体制の充実・強化を図っていくことが重要と考えております。

このため、昨年7月に、中堅職員4名によるプロジェクトチームを編成し、移住・定住施策について検討を重ねた結果、新たに3つの事業が提案されました。

1つ目が、町内の空き家を町が借上げた上で必要な改修を行い、町外から移住を希望する若年層に貸出しを行う「空き家利活用事業」であります。

2つ目が、移住を検討している方に一定の期間、お試しで町に住んでいただき、町の魅力に触れてもらい、実際の生活を体験してもらうための「町営住宅貸出事業」であります。

3つ目が、移住・定住支援のワンストップ化を目指すため、各部署で実施している「住まい」や「仕事」、「農業」や「子育て」などの各分野の施策を包括し、地域おこし協力隊制度などを活用しながら実施する「移住トータルコーディネート事業」であり、いずれも令和3年度から実施したいと考えています。テレワークに関する施策については、「町営住宅貸出事業」で想定しており、お試し住宅にテレワーク環境を整備し、一定の期間居住してテレワー

クをしていただきながら、三春町への移住に繋げていきたいと考えています。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番（三瓶文博議員） ただいま、3つの事業を答弁いただきました。

移住トータルコーディネート事業、空き家利用利活用事業、町営住宅貸出事業ですか。大変素晴らしい事業だと思いますけれども、この事業を推進していく上で、どのような情報発信をしてそれをやるのかということをちょっとお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本企画政策課長。

○企画政策課長 再質問にお答えいたします。

情報の発信の方法でございますが、町では空き家対策としまして、平成30年に策定しております三春町空き家等対策計画がございます。その際に空き家の対策の推進に当たりましては、実効性の高い計画にするために、司法書士会、不動産業者、建築士会など関係機関で構成されております空き家等対策協議会がございます。そういった専門の人たちにアドバイスをいただきながら情報を共有した上で、アドバイスをいただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 質問あればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番（三瓶文博議員） 新聞でありますけれども、この移住を決めた一番のやはり決断に至った経緯というのは子育て環境というふうなことが非常に大きいというふうなことが書いてございました。

かつて民間業者のアンケートでもって、三春町非常に教育環境というふうなことで住みたい町であるというふうな評価を受けておりますので、大変有利かなと思ひます。若者の視点に立って、若者にとって魅力あるまちづくりを進めることが、やはり大事じゃないかと思っております。

これが進んだ上で、住むための土地というふうなことも大事かなとそのように考えるわけでございます。住環境の整備でありますけれども、町が販売しました四合田の造成地においてはほぼ完売し、若者の定住に大きな成果が見られたなと思っております。素晴らしいことだと思っております。

次に期待をするところでございますけれども、今、旧町内に古い家を取壊しまして、大変空き地が見受けられます。あくまでもこれは個人の資産でございますので、非常に難しいんですけども、こういうものを移住・定住と結びつけられればと思うんですけども、ご意見があればお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本企画政策課長。

○企画政策課長 お答えいたします。

町では、空き家対策としまして、空き家、それから空き地の情報発信をホームページで行ってございますが、議員おただしのとおり空き地もたくさんございます。また、空き家もたくさんございます。

それで、先ほど答弁しましたとおり、今回は空き家について、まずは所有者のご意向を伺いながら改修しながら進めていくという事業に、まずは取り組んでいきたいと考えてございます。その事業がうまくいけば、さらには空き地のほうの検討もしていきたいなというふう

には考えてございます。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○8番(三瓶文博議員) 2点目の質問ですが、観光振興についてお尋ねいたします。

先日、テレビで政府専門会議の尾身茂さんが新型コロナウイルスのワクチン接種が進んでも、2年から3年はマスク、手洗い、消毒、3密回避が必要であると述べていました。コロナにより、我々は急速に様々な変化を余儀なくされました。感染拡大の防止と地域の社会経済活動の両立という難しい、相反する課題を乗り越えていかなければなりません。

アフターコロナでも、コロナ収束後でも、もともとの状態に100%戻るということはいないというのは前提になるかと思えます。このような状況の中で、町の今後の観光の在り方を考える必要があると思えます。アフターコロナを見据えた観光をどう考えているのか、お尋ねします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 観光振興についてであります。町ではこれまで各種観光イベント等において、3密の回避や新しい生活様式への対応など、感染症対策の徹底を図りながら事業を実施して参りました。新型コロナウイルス感染症の終息を見据えた、いわゆるアフターコロナの観光は、これまでの海外旅行やインバウンドによる誘客など大人数による旅行から、少人数で近場を旅行する、いわゆるマイクロツーリズムへの関心も高まっていくものと考えております。感染拡大地域を避けること、3密状態の回避による感染症のリスク軽減、また、地元を含めた地域の魅力の再発見、リピーターの増加も期待できることから、今後、マイクロツーリズムの推進と環境整備に努めて参りたいと考えております。

町の観光振興の基本は、住む人にも、訪れる人にも、そして営む人にも魅力あるまちづくりを目指すことであると考えております。厳しい状況の中にあっても、豊かな自然や歴史と伝統文化などの観光資源を生かしながら、新しい観光需要にも対応できる環境の整備や情報発信の強化を図りながら、観光振興事業に取り組んで参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番(三瓶文博議員) この観光も大きな産業であると、そのような捉え方が大事なかなと思います。これからの時代の変化に合わせ、我々の変化のスピードも変えていかなくちや、柔軟に対応していく必要があるのかなと思っております。

前回の質問で、感染リスクの少ないアウトドア、キャンプ、車中泊等の環境整備に触れましたけれども、町の中にも多くの遊歩道、散策路がございます。そして、お城山を筆頭に、町なかの自然の豊かさも、このコロナの中で大きな観光の魅力となると考えるわけでございます。新しいものをつくるのではなくても、現在あるものを整備をし、活用し、そしてその散策路等もちょっと整備が足りないなというふうな思いがあるんです。現在あるものをそこにどうその人たちを誘導するかが一つの鍵だと思うんです。

答弁書の中にもありましたけれども、情報発信の強化とありましたけれども、その強化をどのようにするのか、ちょっとお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。今、再質問の中にありました遊歩道というのがやはり一つのキーワードだというふうに思っております。

初日の施政方針の中でも触れましたとおり、バーチャルリアリティー事業、歩きながら名所旧跡を巡りながら、そこに昔あった建物を再現するというふうな事業であります。こういったことも一つの契機にして、散策における楽しみをまずつくっていくということ。あと、散策路の底地の問題があります。必ずしも町有地ばかりではありません。神社仏閣となると、宗教法人あるいは氏子さん、檀家さんの方のご理解も得なくちゃいけませんので、まずは町としてマイクロツーリズムの一つの方法として、町内散策が有力な観光事業だということに見ておりますので、そういった青写真を展開しながら、そういった関係者の方々のご理解を得て実現に結びつけていくというふうなことで情報発信を深めて参りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で8番三瓶文博議員の質問を終結します。

○議長 6番鈴木利一議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番(鈴木利一議員) それでは、先に通告しておきました3点について質問いたします。

まず1点目なのですが、教育懇談会についてであります。教育懇談会の目的は、三春町の教育を地域の方に理解してもらおうということも大変大事であります。保護者の意見や要望をいかに三春町の教育に取り入れていくかということも大変大事なことだと思います。

そこで、1つ目ですが、今年度開催された教育懇談会の開催実績についてお伺いいたします。

2点目ですが、懇談会での総括についてどのように捉えているのかお伺いいたします。

3点目、参加者からの意見や要望などについて、今後、どのように生かしていくのかお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 1点目の質問についてお答えいたします。

昨年9月中旬から10月下旬にかけて6つの小学校区を基本とし、そこに要田地区を加えた7会場におきまして、教育懇談会を開催いたしました。各学校の保護者、あるいは各地域の区長、まちづくり協会様をはじめとする地域の皆様、さらには三春町議会議員の皆様にもおいでいただき、平日夜間での開催ではありましたが、合計で161名の皆様にご参加いただくことができました。

2点目の質問についてお答えいたします。

地区教育懇談会の開催は、三春の教育の進捗状況につきまして、特に生涯学習を含めた広い意味での教育のこれらにつきまして、教育委員会の考えを直接地域の皆様にお伝えするとともに、率直なご意見を伺いたいと考えたことに端を発するものでございました。改めて振り返ってみますと、地域の皆様の教育に対する真摯な思いからのご意見、ご感想またはご要望が多数寄せられる貴重で有益な機会であったと総括しております。

3点目の質問にお答えいたします。

全体を通して、これまで進めてきた施策の継続を期待する声が複数寄せられておりました。例えば、教科型教室あるいはオープンスペースを生かした教育や自主性を重んじた一人一人を大切にする教育について、高い評価をいただいたと考えております。これまでの三春の教育に取組みを継承するという点に関して、深い理解が得られたものと考えております。さらに、子供たちの主体性を重んじ、児童生徒が対話を通じて学びを深めるという授業改革の推進により、これらの教育理念の実現につなげて参りたいと考えております。

また、学校現場における教師の多忙化についての課題が話題となりました。これにつきましては、特にタブレットの導入等デジタル化の推進により、教師の多忙化がますます加速するのではないかとという心配なご意見がありました。教育委員会では、教職員の多忙感の解消、あるいは業務の効率化を目的として、令和3年度に校務支援システムの導入を進めているところであります。導入時には、一時的に負担が増えることも想定されますが、将来的には負担軽減につながるものと考えております。導入に当たりましては、研修会の機会や技術者の支援体制の構築など検討して参りたいと考えております。

このほか、教育の内容に係る様々なご意見をいただいておりますが、ご意見の趣旨等踏まえ、どのように対応していけるか今後検討して参りたいと考えております。

最後に、学校施設改修の要望等もありましたが、これらに関しましては、個別具体的なものや緊急性の高いものに関しましては、適宜対応しております。また、予算措置等が必要なものに関しましては、町の修繕計画に位置づけるなどにより計画的にご要望にお応えする取組みを進めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） 教育長が就任されて初めての教育懇談会、教育長の熱い思いを地域の方、保護者の方に理解をしてもらおうということも非常に大切なことだというふうに思っております。

それとは別に、三春町の今の現状、人口の減少に伴っての児童生徒の減少、以前に総合教育会議の中で町長がおっしゃっていましたように、学校の再編についても議論をしてほしいというような総合教育会議の中での話が出ておったと思います。そういった意味での学校の現状を伝えるということも非常に大切なことだというふうに思います。

それと、以前は保護者の多くの意見を聞くということで、PTA総会の後にやったというふうな話も聞いております。今回は夜間に開催したということで、地域の区長さんだったりまちづくりの協会さんだったりということで、保護者以外の方が非常に多かったのかなというふうに思うんですが、その辺について、いわゆる保護者の多くの意見を聞くということで、保護者の参加者などについてお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 合計161名の皆さんにご参集ということでありましたが、保護者の皆さんの参加は1割5歩程度だというふうに考えております。ただ、その皆様から様々なご意見をいただいておりますので、それは先ほどお話し申し上げたとおり対応すべきものはすぐ対応につなげてまいったという経緯がございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） 保護者の参加者が非常に少なかったというふうに思うんですが、

総合教育会議の中などで話し合われると思うんですが、将来の学校の統廃合などについて、この場ではそんな話が出たのかどうか、また、教育長の考えがそこで出されたのかどうか等についてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。特に小規模の学校の学区、例えば沢石地区、中妻地区、中郷地区、それぞれの地区におきましては、学校の少人数についての話題が上がりました。ただ、3会場どちらでも内容につきましては、例えば、子供たちの人数が減っていく中でも今後の手厚い支援をお願いしたいということやら、複式学級になったときにでも、教育に関して子供たちが不利益を被らないような教育委員会の手立てをお願いしたいということが話題になりました。

2つ目の私からの発言であります。三春町の事業改革、学校における日々の事業をどうつくっていくかということに関しましては、8つの小中学校の全ての学校の全ての教室で実現するというのを念頭に置いて教育事業改革に取り組んでおりますので、大規模の学校、大人数の学級であっても少人数の学級であっても、一人一人の個性を重視した教育に取り組んでいくというような内容でお話を申し上げておりました。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） 教育懇談会の大切さ、重要性というのは非常に理解いたします。

それで、来年度以降についての開催の考え方についてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

教育委員会として、町民の皆様にも強く発信しておりますのは、地域住民による教育の参加と地域教育力の向上という視点であります。これは当然、様々な地区で様々な保護者の方々のご意見を頂戴し、それを施策に生かしていくということでございます。そのために、コミュニティ・スクール、学校運営協議会という組織を全ての学校に設けて保護者の方や地域の方々からご意見をいただくというシステムを平成27年から続けております。

それに併せて、この教育懇談会につきましても、また教育委員会が具体的な視点を持って、それぞれの地区に出かけさせていただいて、懇談会を持つという計画は教育大綱にも位置づけておりますので、次年度以降も形を変えて実践を進めて参りたいというふうに考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

…………… 休 憩 ……………

（休憩 午前11時50分）

<休 憩>

（再開 午後1時00分）

…………… 再 開 ……………

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

第2の質問を許します。

○6番（鈴木利一議員） 2点目について質問いたします。

生活支援体制整備についてであります。

人口減少や高齢化などで、今どんどん人が少なくなっておりますが、それに伴って住民同士のお互いの助け合い、こういったものが大切になってきています。地域社会を維持していくには、非常にこう大切なことになってきております。こうした中、住民のニーズも大変多様化しています。そうした中、今年度から高齢者を支える地域づくりの新たな取組みが始まりました。

1点目ですが、この事業の現在の進捗状況について、どのようになっているのかお伺いいたします。

2点目ですが、現在取り組んでいるモデル事業を、今後各地区へどのように広めていくのかお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目の質問にお答えいたします。

令和2年10月時点の三春町の65歳以上の高齢者数は5,695人で、総人口の33.8%となっています。団塊の世代が75歳を迎える令和7年には36.9%になると見込まれております。将来的には、65歳以上の人口が4割を超える状況や、医療や介護に従事する人材の不足も懸念されております。これらのことから、地域の住民同士が支え合い、助け合う仕組みづくりが重要であるとの認識の下、生活支援体制整備事業に取り組んでいるところであります。

今年度は、地域包括ケアシステム構築に向けた職員研修会をはじめ、8月には住民向け講演会の開催、9月と10月には支え合い事業に関心のある方を対象とした住民勉強会を行いました。また、社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーターと保健福祉課の職員がチームを編成し、地区担当を決め、身近な生活の困り事や支え合いの必要性についての話し合いの場を設けたり、地区の実情を把握するためのアンケート調査などを行いました。

これらの取組みを通して、新たに13か所の通いの場となる地区サロンが開設され、地域の皆様の仲間づくりや健康づくり、見守りの場となっています。また、近い将来、日常の移動手段の確保が困難になる方や集積所までのごみ出しが困難になる方が増加することを想定し、地域での交通対策やごみの戸別収集の体制構築に向けたモデル事業に取り組んでいるところであります。

2点目の質問についてですが、地域での支え合い活動のモデル事業として実施している地域での交通対策やごみの戸別収集については、現在取組みを進めている地区での取組み手法や体制づくりなどについて検証を重ねて、各地区に対してきめ細かな情報提供を行いながら取組みを広げて参りたいと考えています。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） この事業は、町の第7次の高齢者福祉計画に入っていますんで、そしてまた来年度からの新しい第8期の福祉計画の中の素案にも入っていますんで、やっとうこう動きだしたかなというふうな状況だと思います。

こうした中、今現在社協で生活支援サービスということで、おたがいさま、これ行っているわけですが、この中では日常の食材の買い出しや通院、買い物、外出等の付添いなどもこう入っているわけですね。非常にこうバッティングしている部分があるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺のこの今現在社協で行っているサービスと、新たに今取組み始

まったサービスとの違いというか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ただいまご質問いただきました社協でやっているおたがいさま事業と重複しないのかという趣旨のご質問かと思えます。

確かに、対象者については重複いたします。ただ執行体制として見た場合、社協では長年おたがいさま事業をやっておりますが、利用者数は残念ながら伸びてはおりません。やはり面的な広がりでの推進力が少し足りないのかなというふうにも考えてございます。

そういった観点からすると、やはり地域単位でそういったおたがいさま事業が広範囲に進められることが望ましいというふうに考えておりますので、当面は各地区で同様なおたがいさま事業を推進していただくとともに、社協においては、本来のおたがいさま事業の今後も含めまして、場合によっては地区と統一のものにする、あるいは場合によっては別な視点からおたがいさま事業の今まで取り組めなかった部分について手当てをするといった役割分担なども検討しながら進めて参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） この事業が、基本的にはボランティア、有償、無償別にしてですね、ボランティアが基本だと思うんですが、そういった中で非常にこう地域のボランティア活動組織の作り方というのが非常に重要になってきていると思えます。

そういった中で、行政が押しつけたようなこの事業になってしまったんでは継続できない、長くできないということで、その組織の作り方ですね、長い目で見て長く続くような組織づくり、これが大切だと思うんですが、その組織づくりなどについてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ただいま再質問いただいたとおり、こういった事業が本格化した場合、推進体制について懸念があるということだと思います。

まさしくそのとおりだというふうに考えております。現在は各種事業が始まったばかりで、ある意味地区のご厚意に甘える部分がございます、それで地区のボランティアの方を中心に立ち上げは進みました。

ただ、この事業がだんだん面的に広がりを見せた場合には、それに従事していただく人的な要件というのが必要になって参ります。そういった場合、従来の単純なボランティアだけでは、多分伸び悩むんじゃないかというふうな懸念も持っております。

したがいまして、今後この事業が非常にいいことだということでニーズとマッチングすれば、その体制については、いわゆる無償ボランティアに限らず、場合によっては有償ボランティア、場合によってはNPO法人的な組織的な体制、そういったことに将来に向けては、体制の整備については尽力していく必要があるというふうに思っております。

ただ、現在は始まったばかりで、こういった課題があるかまだまだ課題が山積しておりますので、そういったことを念頭に置きながら、今後も進めて参りたい。

あとは、現在ご協力いただいているボランティアの方、そういった方のご厚意を裏切ることのないよう、きちんとした事業体制づくりに向けてしっかりと進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○6番(鈴木利一議員) 3点目の質問です。

アニメによるまちおこしについてであります。

先日、三春町で制作した愛姫のPRアニメーションがテレビ放映されました。

このすばらしい愛姫のアニメを活用した各種イベントの開催、物品の開発などでまちおこしにつながればと思いますがいかがでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、愛姫についてであります。戦国武将で名高い伊達政宗の正室であり、平成30年に生誕450年を迎えたこと、また関係する岩手県一関市との姉妹都市締結30周年を迎えたこともあり、町の観光PRの素材として活用を図ることといたしておりました。平成29年に策定しました三春町観光ビジョンにおいて、令和2年度までの期間を、愛姫を観光資源とした観光PR強化期間と設定し、アニメの制作やキャラクター化による関連事業を実施して参りました。

愛姫アニメは、愛姫を主人公として三春町を舞台に繰り上げられる第1話から第3話までを3か年にわたり制作し、愛姫関連事業としてはアニメ以外にも公用車のラッピング、スタンプラリー、関連グッズの制作など、三春町の歴史や伝統文化等の魅力発信に一定のPR効果があったものと考えております。

愛姫を活用した各種イベントの開催や物品開発についてであります。これまでの取組みを踏まえ、歴史考証に裏づけされた観光PRイメージキャラクターとして、アニメ関連での継続的な取組みとして定着している愛姫スタンプラリー、アートクリエイター教室の事業に加え、アニメロケ地となった観光スポットでのコスプレイベントの実施など、引き続き地域振興策としての効果的な活用方法について検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番(鈴木利一議員) 先日テレビ放映されたわけですが、残念ながら見忘れた、見落としたという方については、現在ユーチューブなどでも視聴することができるんですね。残念ながら、その再生回数が1,000回程度なんです。

そして、フォロワー数も1,000人前後ということで、お金をかけた割には非常に少ないなというふうに感じています。もっともっとこうアピールが必要ではないかというふうに思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 確かにおただしのおり、残念ながら再生回数、思ったほど伸びておりません。考え方としてなんです。いわゆるアニメブームに乗っかっての展開というよりは、先ほど答弁で申し上げたとおり、歴史考証に裏づけされたキャラクターとしての活用ということ。踏まえますと、三春町の歴史などを地元の子供たち、あるいは大人も含めてなんです。改めて三春町の歴史文化の呼び水として、案内役として活用するといった使い方などは検討されております。

そういった使い方で、ある意味息を長く愛姫のキャラクターを使いながら、三春町の歴史に対して興味を引き出すと、そういった役割を愛姫のアニメキャラクターには今後ちょっと担っていただきたいなというふうに思っておりますし、担当課と協議しながら、そういうところはより一層の促進といいますか、利用回数が伸びるように努力して参ります。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番(鈴木利一議員) 先日新聞で報道されたんですが、飯坂温泉では、ARを活用した温泉のPRということで行っているという新聞報道がありました。観光庁の支援を受けた事業だということなんですが、施設に行って、そこでQRコードを読み込んで、施設の動画が見れるというような事業だそうです。

いずれにしても、全国各地でアニメによるまちおこしが行われているわけなんですけど、その成功例を見ると必ず自治体のバックアップがあるということなんです。その失敗例を見ると、逆に自治体の支援がないということで先細りになってしまったというふうに報道されています。

三春も、ぜひとも三春町で強力なバックアップでもって、全国放送はされていない愛姫ですが、ぜひともこの活用をしてまちおこしにつなげて行ってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 既に、愛姫アニメのキャラクターについては、商工会さんなどの協力も頂いて、過去にも様々な事業を実施して参りました。今ご提案にあったとおり、今後の活用についてはさらなる推進を図って参りたいというふうに思っております。ありがとうございます。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、6番鈴木利一議員の質問を終結します。

○議長 9番松村妙子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○9番(松村妙子議員) 先に通告しました2件について質問をさせていただきます。

まず1件目、出産や子育てに悩む父親に対する支援について。

新型コロナウイルス感染症の影響による急激な環境の変化のため、家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後鬱への対応に係る費用の補助ということで創設された新規事業であります。

そこで、2点についてお尋ねいたします。

1、産前・産後サポート事業の1つとして実施されているのかお尋ねいたします。

2つ目には、実施する場合の具体的な取組みについてお尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

町では、妊娠・出産・子育てに関する不安感や孤独感を軽減するため、妊産婦やその家族を対象に、産前・産後サポート事業、ママカフェみはるを実施しております。この事業は、原則毎月第2金曜日の午前に開催しており、参加者同士の交流や、助産師、保健師、保育士、栄養士などによる相談支援を行っています。

なお、今年度の実績で申し上げますと、月平均の参加者数は親子8組程度であり、残念ながら夫婦そろっての参加はなく、産前・産後サポート事業を通じての父親からの相談はありませんでした。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) 産前・産後サポート事業としてママカフェみはるを実施しているということであるんですが、この毎月第2金曜日の午前に開催されているということで、今年度の実績として月平均参加者数が親子8組程度。で、夫婦そろっての参加はない。父親からの相談はありませんという、そういうことであつたんですけども、この平日の午前中に父親が参加するというのはなかなか厳しいと考えております。

父親に対する支援ということで、大事なこの事業であると思います。これは補助率として国のほうで2分の1、町2分の1の補助が出ております。何かをこう開催するということは、このコロナ禍の中で大変こういうのは難しいのかなとは思いますが、今後新たなこの取組みとして考えていること、また周知していくことがあるとすればお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えいたします。

まず、国全体の課題として、働き方改革というものによるお父さんのその労働環境の改善ということが必要なんだろうと思うんですけども、こういったことと並行して、基本的にやっぱり子育てというのは夫婦支え合って実施していくというふうな認識の下、今以上にお父さんが子育てに関心や参加をしていただくというふうなことで、そのための対応として、来年度から、いわゆるその母子健康手帳を交付する際に、お父さんへも父子健康手帳というものを交付いたしまして、お父さんが子育てへの意欲向上というふうなことで図っていきたいというふうに考えております。

それと、その上で、町が夫婦そろって、今の制度よりも参加しやすい体験型の研修として、いわゆるその両親学級ですね。こちらのほうを開催して、お父さんに対する相談、支援の場というふうにしていきたい。これは来年度からそのような取組みをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○9番(松村妙子議員) 2件目の質問に入らせていただきます。

不育症の周知や患者支援について。

少子高齢化が進む中で、子供は未来の宝です。大切な存在です。しかし、赤ちゃんが欲しいと願っているのに、なかなか授からない。もしかしたら不妊症かもしれないと悩んでいる人は少なくはありません。

この不妊症という疾患を知らない方はほぼいないかと思いますが、皆さん、不育症という

疾患はご存じでしょうか。

不育症とは、2回以上の流産、死産や早期新生児死亡を繰り返している、結果的に子供を持ってないということを定義とされております。流産の確率は年齢とともに上がるため、晩婚や晩産化が進む近年では深刻な問題の一つでもあります。厚生労働省の実態調査では、流産は妊娠の10から20%の頻度で起こると言われております。流産を繰り返す不育症患者は、全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症をし、妊娠した女性の16人に1人が不育症であるとも言われております。

このようなことから、不育症に悩む方に対して正確な情報を提供し、心理的な相談や医学的な相談を行い、患者支援の取組みを行っていくことが必要であると思っております。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

1点目、不育症について、町ではどのような認識を持っているのかお尋ねいたします。

2点目、気軽に相談できる窓口体制の充実が必要であると考えられます。相談窓口と周知啓発をどのように行っているのか、お尋ねいたします。

3点目、不育症の方の検査や治療の多くが保険適用されておられません。患者支援として経済的負担軽減を図る、治療を受けやすくする不育症の治療費助成制度についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症の支援は、子供を産み育てたいと願う当事者にとって極めて切実な問題であると認識しております。そのため、町では、子育て支援課にある子育て世代包括支援センターにおいて、不育症に関する相談も含め、妊娠・出産・子育てに関する総合的な相談支援を行っています。また、専門的なカウンセリングなどが必要な場合には、県中保健福祉事務所にある不妊専門相談センターにつなぐなど、他機関と連携した相談支援体制を取っております。

しかし、これまで不育症に関する町への相談実績はなく、今後は、町広報誌やホームページばかりでなく、子育てアプリや子育て便利帳など、あらゆる媒体を通して、改めて町の相談支援体制を周知したいと考えております。

最後に、不育症の検査や治療に対する経済的な支援についてですが、血液凝固因子による不育症治療につきましては、県の治療費助成制度があります。また、昨年11月には、不育症に悩む夫婦への支援策を検討する政府のプロジェクトチームから、保険適用外となっている検査を受けやすくするため、今年、令和3年の春を目標に、新たに国の助成制度を創設するとの発表がありました。

町としましては、治療費に対する県の助成制度と、新たに創設される国の検査費用への助成制度とを適切に活用し、支援していきたいと考えています。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番（松村妙子議員） これまで、この不育症についての相談実績はないということでありました。

この本人やその家族にとって大変デリケートな部分での相談内容でもあるので、実績として上がってこないのかもしれないと思います。冒頭にもお話ししましたが、この妊娠した女性の16人に1人が不育症であるということをお尋ねしております。不育症というのは、こ

の晩婚化、晩産化が進む中での今後の課題ではないでしょうか。

この不育症についての課題に向き合うということも必要かと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうからの答弁でもありましたとおり、やっぱり子供を産み育てたいと願うご夫婦にとって、不育症であったり不妊症であったりということで子供に恵まれないということにつきましては切実な問題であるというふうに考えております。

ましてや、それが経済的理由によって、必要な検査だったり治療であったりということに結びつかないというふうなことであれば、負担軽減のため対策を検討していくということは必要であるというふうに認識しております。

先ほど答弁にもありましたが、現在のところ、検査に対する国の新しい助成制度が創設されるということですが、まだちょっと内容については明確になっておりません。その制度内容が明らかになりましたら、県のほうの治療の制度と国のほうの検査の制度、これをまずは適切に運用してきた中で、全体像がはっきりとした段階で課題等があれば、町としての支援の必要性について具体的に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、9番松村妙子議員の質問を終結します。

○議長 3番井上聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○3番(井上聡議員) 初めに、田村高校の統廃合についてお伺いいたします。現在、県の教育委員会では、県立高校の統廃合を進めています。田村地方の3校も2年後には対象となるだろうとのこと。田村高校が存続するか、またはなくなるか、これは三春町にとっても大きな問題です。

町民からお聞きしましたが、坂本町長も大分以前より、田村高校の維持のために尽力されてきたと聞いています。まずその辺の具体的なことや課題、また町でできることなどがありましたらお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目の田村高校統廃合についてですが、県教育委員会は、県立高等学校改革基本計画において、学ぶ意欲を引き出す望ましい学校規模を1学年4学級から6学級とする基本方針に基づき、1学年3学級以下の高校については、高校の魅力化を図りながら、都市部も含めて統合を進めているところでございます。

これらのことから、田村高校においても、一定の学級数を確保していかなければ、今後、統合の対象となる可能性があり、仮に町内に田村高校が存続しないことになれば、町の活性化や経済面などに大きな影響を及ぼすものと考えます。

一方、三春町では長期計画において、人口減少対策や地域の活性化対策として地元高校との連携を位置づけており、こうした状況の中、昨年9月には田村高校の魅力を向上し、入学

者数を確保することなどを目的とした田村高校魅力向上委員会が設立されました。

この委員会は、高校や同窓会、PTAが主体となり構成されており、町も長期計画に位置づけした取組みなどを進めるため、構成員として参加しております。委員会では、学力向上部会、競技力向上部会、地域協働部会の3つの部会が設けられ、それぞれの部会で具体的な事業の検討が進められているところです。各部会では、取組みを進められる事業から順次開始することとしており、町としてもできる限りの支援・対応をしていきたいと考えており、令和3年度からは田村高校魅力向上委員会による活動に要する経費への補助などを始めたいと考えているところです。

○議長 第2の質問の許可をします。

○3番（井上聡議員） 第2の質問に入らせていただきます。

三春町のできることにしまして、田村高校生のためのバス運行についてであります。

周辺の高校は、最寄りの駅からの登下校の手段が主に3つあります。1つは歩く、もう一つ自転車通勤、もう一つバス通勤です。しかし、田村高校では、バスの場合は停留所が渋池で降りるか、また北町で降りる方が何人かいるとの話でした。自転車ですが、これは上り坂が、登校の際ですね、長いためにほとんどいないということでした。実質歩くという1つの選択になると思います。

こういう場合に、その学生がどこの高校を選ぶかというときに、中学3年生でしたらその目線になって考える。これが、私らの世代になると難しいところでもあります。でも、その目線になって考えなければいけません。

実質、船引高校がライバルになると思いますが、駅からの徒歩は船引高校が、これは私が実際に車で何回か測って徒歩を出しました。1.4キロで15分です。田村高校は1.9キロで、坂道が長いので21分です。

登校時の朝8時前後、三春駅に列車でやってきた方に合わせてバスが運行されていますけれども、現在は、そこから渋池、それから大町のほう、北町のほうを通っています。

このバスの経路を朝の時間だけ、(カツゲ)橋のおかもと食堂の信号を左に入って、愛姫小路を通り、旧三春中を上って田村高校の入り口で高校生を下ろして、本来の来た道に抜ければと考えています。

電車通学のときに、特に雨、雪、寒さ、暑さなどを考えますと、やはり中学生、高校生の目線に立ちますと、電車通学の生徒が減るだろうと思います。戦略的には、町営バスですので、田村高校に入る道の停留所を田村高校前で、北町の停留所を北町ともう一つ田村高校入り口という停留所などにして、もし、田村高校のところに行って田村高校生でそれ以外の乗客の方がいなければ校内まで入っていくというのも選択肢にあると思います。

それで、田村高校のほうでは、登下校時に共にスクールバスがありますと、これをうたってもらってPRしてもらえればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

町営バスは公共交通機関であり、町民を主体とした移動手段として運行されております。ただいまご質問にございました議員ご指摘の運行便をはじめ、愛姫小路を通るルートの変更についてのご質問、ご提案であります。ご承知のとおり、愛姫小路のルートにつきましても、道路幅員が狭く、通学時間帯の一方通行など安全性が危惧されるため、現状でのルート変更は極めて難しいものと考えております。スクールバスとしての運行についても、中学校

のスクールバス利用制限距離が4キロメートルであることやバス運行に係るコスト面を踏まえれば、現状では極めて困難であるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 以上をもちまして、3番井上聡議員の一般質問を終結いたします。

……………・ ・ 散会宣言 ・ ・……………

○議長 これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、散会します。ご苦労さまでした。

(午後1時58分)

令和3年3月11日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

2番 橋本善次	3番 井上 聡	4番 新田信二
5番 山崎ふじ子	6番 鈴木利一	7番 佐藤一八
8番 三瓶文博	9番 松村妙子	10番 篠崎 聡
11番 佐久間正俊	12番 橋本善一郎	13番 影山常光
14番 陰山丈夫	15番 影山初吉	16番 佐藤 弘

2 欠席議員は次のとおりである。

1番 本田忠良

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 孝夫 書記 影山 寛子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本浩之
副町長	佐藤知憲

総務課長	伊藤 朗	財務課長	菊田誠子
企画政策課長	宮本久功	住民課長	遠藤信行
税務課長	荒井公秀	保健福祉課長	佐久間美代子
子育て支援課長	影山清夫	産業課長	永山 晋
建設課長	新野恭朗	会計管理者兼 会計室長	安部良明
企業局長	村田浩憲		

教育長	添田直彦	教育次長兼 教育課長	本間 徹
生涯学習課長	藤井 康		

農業委員会会長	松崎正夫
---------	------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和3年3月11日（木曜日） 午後2時13分開会

- 第1 諸般の報告
- 第2 追加議案の提出
- 第3 追加議案に対する提案理由の説明
- 第4 追加議案の質疑
- 第5 付託陳情事件の委員長報告並びに審議

## 第6 付託議案の委員長報告並びに質疑

### 第7 議案の審議

- 議案第 1 号 町道路線の変更について
- 議案第 2 号 三春町役場庁舎多目的スペース等の使用に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 貝山多目的運動広場管理棟の使用に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 三春町国際交流館条例の制定について
- 議案第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 三春町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について
- 議案第 14 号 令和2年度三春町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第 15 号 令和2年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 16 号 令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 17 号 令和2年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 18 号 令和2年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 19 号 令和2年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 20 号 令和2年度三春町病院事業会計補正予算（第4号）について
- 議案第 21 号 令和2年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について
- 議案第 22 号 令和3年度三春町一般会計予算について
- 議案第 23 号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 24 号 令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 25 号 令和3年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第 26 号 令和3年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第 27 号 令和3年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第 28 号 令和3年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第 29 号 令和3年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第 30 号 令和3年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第 31 号 令和3年度三春町宅地造成事業会計予算について
- 同意第 1 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

《議員提出議案》

発議第 1 号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議第 2 号 多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出について明確に反対するよう求める意見書の提出について

発議第 3 号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議第 4 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

発議第 5 号 福島県に甲状腺検査の学校検査を継続するよう求める意見書の提出について

第 8 特別委員会委員長報告

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午後 2 時 1 3 分)

…………… ● 開議宣言 ……………

○議長 開会に先立ち、傍聴者の皆さんに申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策としてマスクを着けての傍聴にご協力をお願いいたします。

○議長 ただ今、出席している議員は 15 名であります。したがって、地方自治法第 113 条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

…………… ● 諸般の報告 ……………

○議長 日程第 1、諸般の報告をします。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、配布してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、配布してある「議場席次図」のとおりであります。

○議長 お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より議案の追加提出がありました。

これにより、本日の議事日程を、お配りしてあります議事日程第 3・追加 1 のとおりとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程は、議事日程第 3・追加 1 のとおりとすることに決定しました。

…………… ● 追加議案の提出 ……………

○議長 日程第 2 により、追加議案の提出を議題とします。

追加提出された議案は、発議第 3 号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」の 1 議案であります。

…………… ● 追加議案に対する提案理由の説明 ……………

○議長 日程第 3、追加議員提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長

発議第 3 号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

令和 2 年 1 2 月に三春町行政組織条例の一部が改正され、令和 3 年度から、税務課と会計室が統合され、税務会計課が設置されることから、本条例の一部を改正するものであります。

令和 3 年 3 月 1 1 日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

三春町議会議長 佐藤弘

以上提出するものです。

ご審議のうえ、可決くださるようよろしくお願いいたします。

……………追加議案の質疑……………

○議長 日程第4により、会議規則第37条の規定により追加議案に対する質疑を行います。  
発議第3号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

ここで議案調査のため、暫時休憩とします。

議員は全員協議会室に移動願います。

…………… 休 憩 ……………

(休憩 午後2時18分)

<休 憩>

(再開 午後2時20分)

…………… 再 開 ……………

…………… 付託陳情事件の委員長報告並びに審議 ……………

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き再開します。

日程第5により、付託陳情事件の委員長報告並びに審議を行います。付託陳情事件の委員長報告を求めます。

○議長 陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発行を求める意見書提出陳情書」の提出を求める陳情書について

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、3月4日、第4委員会室において開会いたしました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書

陳 情 者 田村市船引町船引字南町通52

日本労働組合総連合会福島県連合会

田村地区連合会

議長 小林 和彦

本陳情は、県内で少子高齢化と人口の減少・流出のほか外国人労働者の増加や非正規労働者など働き手の多様化が進むなか、新型コロナウイルス感染拡大による社会経済の混乱から、県民の不安や不満も日増しに強まる一方で、日常生活を支えるため奮闘し働く者の努力に報いるためにも、賃金の経済政策の重要性を強く意識し十分な水準の引き上げを求めるために要望するものであります。

以上について、産業課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委

員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

○議長 これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結します。

陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」の提出を  
求める陳情書について採決します。

○議長 お諮りします。本陳情は只今の委員長報告のとおり、採択とすることにご異議あり  
ませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

○議長 陳情第2号「福島県に甲状腺検査の学校検査を継続するよう求める陳情」について、  
委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本会議において付託を受けた陳情事件につ  
いて、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、3月8日、全員協議会室において開会いたしました。

陳情第2号 福島県に甲状腺検査の学校検査を継続するよう求める陳情

陳 情 者 三春町字清水55

いのちを守る三春の会

代表 武藤 類子

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項 県民健康調査甲状腺検査の学校検査を継続するよう福島県に意見書を提出する  
こと。

以上について、教育課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、  
全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

○議長 これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結します。

陳情第2号「福島県に甲状腺検査の学校検査を継続するよう求める陳情」について採決します。

○議長 お諮りします。本陳情は只今の委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

……………付託議案の委員長報告並びに質疑……………

○議長 日程第6により、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月1日に日程設定を行い、3月3日、4日、5日、8日、9日、10日及び11日の8日間、第1委員会室において開会し、3月5日及び9日には現地調査も行いました。

議案第2号 三春町役場庁舎多目的スペース等の使用に関する条例の制定について

議案第3号 貝山多目的運動広場管理棟の使用に関する条例の制定について

議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上3案について、総務課長、財務課長及び建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 令和2年度三春町一般会計補正予算(第6号)について

議案第19号 令和2年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 令和3年度三春町一般会計予算について

議案第27号 令和3年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

総務課長、財務課長、企画政策課長、税務課長及び会計室長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月1日に日程設定を行い、3月3日、4日、5日、8日、10日及び11日の7日間、第4委員会室において開会し、3月8日には現地調査も行いました。

議案第 1 号 町道路線の変更について

議案第 1 2 号 三春町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について

以上 2 案について、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 1 4 号 令和 2 年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について

建設課長及び産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 1 9 号 令和 2 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 2 7 号 令和 3 年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

以上 2 案について、産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 2 1 号 令和 2 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 2 号）について

議案第 2 9 号 令和 3 年度三春町下水道事業会計予算について

議案第 3 0 号 令和 3 年度三春町下水道事業等会計予算について

議案第 3 1 号 令和 3 年度三春町宅地造成事業会計予算について

以上 4 案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 2 2 号 令和 3 年度三春町一般会計予算について

建設課長及び産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、滝桜観光対策業務については、新型コロナウイルス感染症の感染状況が見通せない中でも、来町する観光客への感染防止対策を実施しながら、今後の観光にもつながるよう、効果的に予算を執行することの意見を付して、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月1日に日程設定を行い、3月3日、4日、5日、8日、10日及び11日の7日間、第3委員会室において開会し、3月9日には現地調査も行いました。

議案第 4 号 三春町国際交流館条例の制定について

生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 6 号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号 三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 11 号 三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

以上 6 案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 13 号 さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について

生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 14 号 令和 2 年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について

住民課長等、子育て支援課長、生涯学習課長、教育課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 15 号 令和 2 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 16 号 令和 2 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 17 号 令和 2 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

以上 3 案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 18 号 令和 2 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について

住民課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 19 号 令和 2 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について

住民課長等及び教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 20 号 令和 2 年度三春町病院事業会計補正予算（第 4 号）について

保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 22 号 令和 3 年度三春町一般会計予算について

住民課長等、子育て支援課長、生涯学習課長、教育課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、町営運動場管理棟改修工事の工事内容について、さらに検討することの意見を付して、可決すべきものと決しました。

議案第 23 号 令和 3 年度三春町国民健康保険特別会計予算について

議案第 24 号 令和 3 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 25 号 令和 3 年度三春町介護保険特別会計予算について

議案第 28 号 令和 3 年度三春町病院事業会計予算について

以上4案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 令和3年度三春町町営バス事業特別会計予算について

住民課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 令和3年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

住民課長等、子育て支援課長及び教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 なお、同意第1号及び議員提出議案発議第1号から第3号につきましては、委員会に付託せず全員協議会で審査を行いましたので、申し添えます。

…………… ● 議案の審議 ● ……………

○議長 日程第7により、議案の審議を行います。

議案第1号「町道路線の変更について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号「三春町役場庁舎多目的スペース等の使用に関する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号「貝山多目的運動広場管理棟の使用に関する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます

これより、議案第3号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第4号「三春町国際交流館条例の制定について」を議題とします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます  
これより、議案第4号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。  
これより、議案第5号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第6号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。  
これより、議案第6号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第7号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。  
これより、議案第7号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 まもなく午後2時46分になります。これより、東日本大震災によって犠牲になられた方々に対し、哀悼の意を表するため黙祷を行います。

皆さんご起立願います。

○議長 黙祷。

○議長 黙祷を終わります。着席願います。

議案の審議を再開します。

議案第9号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号「三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号「三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号「三春町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号「さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和2年度三春町一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和2年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和2年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号「令和2年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和2年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和2年度三春町病院事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号「令和2年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号「令和3年度三春町一般会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号「令和3年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号「令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号「令和3年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号「令和3年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号「令和3年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号「令和3年度三春町病院事業会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号「令和3年度三春町水道事業会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号「令和3年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号「令和3年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

同意第1号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

○議長 お諮りします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、鈴木輝夫氏を監査委員に選任することに同意することに決定しました。

鈴木輝夫氏の出席を求めていますので、議場への入場を許します。

(鈴木輝夫氏議場へ入場)

○議長 ただいま、監査委員に任命することに同意しました鈴木輝夫氏より、ここで、ご挨拶

拶をいただきます。

○鈴木輝夫氏　みなさんこんにちは。鈴木輝夫と申します。

ただいまは、私に関する人事案件ご同意ただけまして、誠にありがとうございました。委嘱されました業務につきましては、誠心誠意努力して参る所存でございますので、皆様方からはご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

(鈴木輝夫氏退場)

○議長　発議第1号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号「多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出について明確に反対するよう求める意見書の提出について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより、発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第3号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより、発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りします。

ただいま、経済建設常任委員会委員長より発議第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」が、文教厚生常任委員会委員長より、発議第5号「福島県に甲状腺検査の学校検査を継続するよう求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第4号及び発議第5号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書の配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 発議第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 発議第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和3年3月11日提出

提出者 三春町議会経済建設常任委員会 委員長 佐久間正俊

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

令和3年3月11日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 発議第5号「福島県に甲状腺検査の学校検査を継続するよう求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発議第5号「福島県に甲状腺検査の学校検査を継続するよう求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、福島県に甲状腺検査の学校検査を継続するよう求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和3年3月11日提出

提出者 三春町議会文教厚生常任委員会 委員長 松村妙子

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

令和3年3月11日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 特別委員会の委員長報告 ……………

○議長 日程第8により、特別委員会の委員長報告について、会議規則第44条の2の規定により、特別委員会の所管事項についての中間報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、特別委員会委員長の報告を求めます。

広報広聴特別委員会委員長。

○広報広聴特別委員長 広報広聴特別委員会より報告いたします。

当委員会は、昨年4月から昨日まで、「みはる議会だより」の編集・発行、「町民と議会との意見交換会」の企画・運営など、計8回開催しました。

まず、「みはる議会だより」は、例年どおり昨年5月、8月、11月、そして今年2月の計4回発行しました。より多くの町民の皆さんに、手にとって読んでもらうことを第一に考え、令和2年8月1日発行の第161号より、タイトルを「議会報みはる」から「みはる議会だより」へ変更しました。

また、中面では、大見出しや小見出しなど紫色を主体としておりましたが、モニターからの意見等を踏まえ、第160号より三春町の春の色である「桜色」を採用し、読む方の目にとまるようにしました。今後は、季節ごとに色を変えるなど、分かりやすく見やすいレイアウトにしていくこととしています。

さらに、「時代の先を行け」と題し、通年議会導入や会議規則の改正、意見書の提出など、今年度実施した議会改革について第161号から掲載しました。

なお、9月定例会の一般質問の際に、田村高校の生徒さんが議会運営に参加したことから、正副委員長によるインタビューの様子を、特集ページとして第162号に掲載しました。

次に、今年度で5回目となる町民と議会との意見交換会については、昨年10月から今年2月にかけて各種団体を対象として、合計5回開催し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しながら、町民の皆さんにご参加いただきました。

意見交換会では、若者世代の定住対策をはじめ、子育て支援、町民の文化向上、農業の振興など幅広い分野について活発な議論が展開されました。町民の皆さんから寄せられた意見・要望は、改めて全員協議会で内容を精査し、議会からの意見・要望として、昨年12月に一度、町執行側に申入れを行い、3月中に追加の申入れを行う予定としております。

今後も、当委員会では、モニターの意見やこれまでの活動の成果を生かし、さらに読みやすく、分かりやすい「みはる議会だより」の編集・発行に努めるとともに、町民と議会との意見交換会などを通じて、広報・広聴に努めて参りたいと考えています。

以上、広報広聴特別委員会の報告といたします。

○議長 本定例会3月会議に付された事件は、全て終了いたしました。

…………… ● 町長挨拶 ● ……………

○議長 ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは、全議案可決いただきまして、誠にありがとうございました。

まもなく新年度を迎えます。昨年度に引き続き、コロナ禍での新年度を迎えるわけですが、昨年と大きくありようが違うのは、新型コロナウイルス感染症の全体像ありようが大分はつきりしてきたということでもあります。なかでも、切り札と言われる「ワクチンの予防接種」につきましては、現在、全庁体制で準備を進めております。引き続き、円滑に作業を進めてまいりたいと考えております。

また、早ければ今月末にも予想される滝桜観光、引き続き新庁舎の完成・引渡し・内覧会、そして新庁舎での業務開始と、目白押しの行事がありますが、感染症対策には十分注意を払いながら、その時々を的確に判断しながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

引き続き、議会議員の皆様には、ご指導ご鞭撻を頂きながら、進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

…………… ● 散会宣言 ● ……………

○議長 以上で、令和3年三春町議会定例会3月会議を散会します。ご苦勞様でした。

(閉会 午後3時24分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月11日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 陰 山 丈 夫

署 名 議 員 影 山 初 吉

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 1 号	町道路線の変更について	全 員	原案可決
議案第 2 号	三春町役場庁舎多目的スペース等の使用に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 3 号	貝山多目的運動広場管理棟の使用に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 4 号	三春町国際交流館条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 5 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 7 号	三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 8 号	三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9 号	三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 10 号	三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 11 号	三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 12 号	三春町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 13 号	さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第 14 号	令和 2 年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について	全 員	原案可決
議案第 15 号	令和 2 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決

議案第16号	令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第17号	令和2年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	全 員	原案可決
議案第18号	令和2年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について	全 員	原案可決
議案第19号	令和2年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について	全 員	原案可決
議案第20号	令和2年度三春町病院事業会計補正予算(第4号)について	全 員	原案可決
議案第21号	令和2年度三春町下水道事業等会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第22号	令和3年度三春町一般会計予算について	全 員	原案可決
議案第23号	令和3年度三春町国民健康保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第24号	令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第25号	令和3年度三春町介護保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第26号	令和3年度三春町町営バス事業特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第27号	令和3年度三春町放射性物質対策特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第28号	令和3年度三春町病院事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第29号	令和3年度三春町水道事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第30号	令和3年度三春町下水道事業等会計予算について	全 員	原案可決
議案第31号	令和3年度三春町宅地造成事業会計予算について	全 員	原案可決

同意第 1号	監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
発議第 1号	三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	全 員	原案可決
発議第 2号	多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出について明確に反対するよう求める意見書の提出について	全 員	原案可決
発議第 3号	三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
発議第 4号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
発議第 5号	福島県に甲状腺検査の学校検査を継続するよう求める意見書の提出について	全 員	原案可決